

総務文教常任委員会

本委員会は執行部出席のもと3月15日に開催した。

審査した議案（5件）

Pick up!

- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- 行政組織条例の一部改正

- 個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正

- 簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正

- 監査委員条例の一部改正

全ての議案を可決

会計年度任用職員の期末手当支給月数の改正へ

こんな議論がされました

●会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正

地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とし、併せて期末手当の支給月数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものの説明。

会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追加し、支給に関する基準日や勤勉手当の要件に係る規定を新設するところがあるが、具体的な内容はとの質疑に対し、フルタイムの会計年度任用職員については、勤勉手当を2・05月分、また、パートタイムの会計年度任用職員については、0・975月分を規定し、基準日の考え方については、正規職員と同様に6月1日と12月1日とする。また、期末勤勉手当の基礎額についても、期末手当に係る規定と同様でそれぞれの基準日に受ける給与の月額となるが、時給の会計年度任用職員については、基準日前の6カ月の支給額の平均を期末勤勉手当の基礎額とするものとの答弁あり。討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

市民福祉常任委員会

本委員会は執行部出席のもと3月12日に開催した。

審査した議案（9件）

- 印鑑条例の一部改正
- 国民健康保険条例の一部改正

- 介護保険条例の一部改正

Pick up!

- 敬老祝金支給条例
- 子ども・子育て会議条例の一部改正

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

- 財産の無償譲渡

全ての議案を可決

新たな高齢者施策に転換するため敬老祝金の制度見直しへ

こんな議論がされました

●敬老祝金支給条例

敬老祝金の財源の一部を、未来を見据えた地域の持続性を確保するための新たな高齢者施策に転換し、制度の見直しを行い、現行のみどり市敬老祝金支給条例の全部を改正しようとするものの説明。

説明経過についての質疑があり、詳細について議会に報告後、老人クラブ連合会、介護保険事業推進懇談会へ説明し、令和6年2月の市民福祉常任委員会協議会で当初予算の内容説明を行った。今後は民生委員やみどり市市長会でも報告し、想定25カ所、419人に説明が終了する予定との答弁あり。

また、当該者からの意見について質疑があり、老人クラブからは敬老祝金をもらえるだけではない、子供にお金がかかることは良いことだというご意見をいただいたとの答弁あり。

討論はなく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものと決定。

全ての
議案を
可決

道路占用料を改定

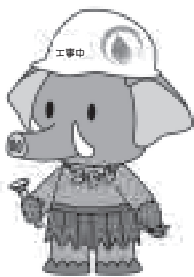


- 審査した議案（2件）**
- Pick up!**
○道路占用料徴収条例の一部改正
 - Pick up!**
○公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

本委員会は執行部出席のもと3月14日に開催した。

経済建設常任委員会

こんな議論がされました



みどモス

●**公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正**
地方自治法の改正に伴い、条例の規定中に生じた条ずれ等を解消するため、条例の一部を改正しようとするものとの説明。質疑、討論もなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。

●**道路占用料徴収条例の一部改正**
群馬県道路占用料徴収条例が改正されたことに伴い、県条例に準じて定めている市の道路占用料を改め、併せて規定の整理をしようとするものとの説明。質疑、討論もなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものと決定。
※道路占用料：人や自動車が行くといった本来の利用以外に道路を使用するときに支払う料金。

議会運営委員会

行政視察(研修)報告

令和6年1月17日から1月18日まで行政視察（研修）を実施した。

1月17日 予算決算常任委員会について 茨城県常陸大宮市



予算の所管課に応じて3つの常任委員会に分割付託をしていたが、この取り扱いが、議案一体の原則に反するものであるため、総合的・一体的に審査し、議会の政策活動及び監視機能を強化するため平成28年8月に予算決算常任委員会が設置された。予算決算常任委員会の委員定数は、議長を除く全議員の17人で、委員の任期は、2年としている。審査方法は、分科会は設けず、全体会方式で行っている。審査の流れについては、本会議で議案の上程、提案説明の後、常任委員会へ付託、予算決算常任委員会では執行部からの詳細説明の後、質疑（一問一答）、自由討議、討論、採決となる。今後の設置検討にあたり、参考となる部分が多々ある調査結果であった。

1月18日 予算常任委員会について 茨城県牛久市

設置目的は、予算は不可分であったものの、各常任委員会へ分割付託していた状況の改善と、全体予算を一年間審議継続し事業内容を熟知することで、翌年度の決算特別委員会での審議において予算執行の成果を考察できるためである。委員定数は全議員22名の半分で議長を除く11名である。委員任期は1年で当初予算審査から当該年度補正予算の審議を行い、3月補正予算については、翌年度当初予算審査の委員が担当する。審査日数については、当初予算及び決算審査は3日間、補正予算は1日間で、専決予算の承認及び繰越予算の報告は、予算常任委員会に付託せず本会議のみで審議している。取り組みについての課題、問題点などを含め、参考となるところが確認できた。

